

各種届出様式への事業主等の押印省略について

平素より、当健康保険組合の事業にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の公布等について(保発1225第8号令和2年12月25日)」が通知されました。

これに伴い、次の届出様式については、事業主、医師及び社会保険労務士等の押印が不要となりましたので、お知らせいたします。

なお、記載のない届出様式につきましては、追ってお知らせいたしますので、今までどおり、押印いただきますようお願いいたします。

【適用関係】 事業主印が省略できる届出	健康保険被保険者資格取得届
	健康保険被保険者資格喪失届
	健康保険被保険者月額算定基礎届
	健康保険被保険者月額変更届
	健康保険被保険者賞与支払届
	健康保険被保険者氏名変更届
	健康保険任意適用申請書
	健康保険任意適用取消申請書
【給付関係】 医師による意見書の押印が省略できる届出	傷病手当金支給申請書
	出産手当金支給申請書
	移送費申請書
	特定疾病療養受療証交付申請書

※当分の間、現在の届出様式に押印を省略してご使用いただけます。

【お問い合わせ先】

適用課 03-3861-1854

給付課 03-3861-1853